

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

中国（山口）国民年金 事案 1535

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が、A 市役所（現在は、B 市役所）の窓口で納付した。申立期間後については、保険料を前納し、納付できない時は免除申請手続を行ってきたので、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の同年 2 月頃に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるほか、申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、前述の申立人の厚生年金被保険者資格の喪失に伴い、自身の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を、昭和 62 年 2 月頃に行っていることがオンライン記録で確認でき、国民年金に対する意識が高かったとみられる妻が、申立期間に係る保険料についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万8,000円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は20万2,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
 ② 平成20年12月26日

私は、平成19年9月からA事業所で勤務しているが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、平成20年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された賃金台帳及び申立人に係る普通預金取引明細表の記録により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認でき

る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、10万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主から提出された賃金台帳及び申立人に係る普通預金取引明細表の記録により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の普通預金取引明細表により、同年12月26日に16万9,532円の入金が確認でき、この金額は、上記の賃金台帳に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を25万2,000円とすることが必要である。

申立人に係る標準賞与額の記録については、平成20年12月28日は24万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日
② 平成20年12月26日

私は、平成17年7月から22年9月までA事業所で勤務していたが、20年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与の記録について、年金額に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された賃金台帳及び申立人から提出された申立人名義の預金通帳の記録により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認でき

る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、25万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主から提出された賃金台帳及び申立人から提出された申立人名義の預金通帳の記録により、申立人は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支給日について、A事業所は、平成20年12月28日として年金事務所に届出を行っているが、上記の預金通帳により、同年12月26日に20万856円の入金を確認でき、この金額は、上記の賃金台帳に記載された「銀行振込額」（差引支給額）と一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は社会保険事務所（当時）に提出していないこと、申立期間②に係る賞与支払届は政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していること、また、申立期間①及び②の厚生年金保険料をいずれも納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店（以下「C支店」という。）における資格取得日に係る記録を昭和29年9月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月22日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
② 昭和29年9月16日から同年11月22日まで

私は、昭和19年4月にD社（現在は、B社）に入社してから、平成2年1月に定年退職するまで継続して勤務した。

申立期間①については、昭和20年10月1日にD社E支店からA社に異動を命じられた時期であり、同社に継続して勤務していた。

申立期間②については、私が所持する辞令書によると、昭和29年9月16日にB社F支店のG事務所からC支店のH部門に異動を命じられ、同年11月22日にB社F支店のI事務所に異動するまで、C支店に継続して勤務していた。

しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が発行した申立人の職歴に係る証明書、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和19年4月1日にD社に入社し、申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は、昭和19年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失した記載が確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びオンライン記録と一致しているが、A社に係る被保険者名簿を見ると、i) 21年4月から24年7月までの期間において編成されたと推認される被保険者名簿には、申立人の「資格取得年月日」欄に資格取得年月日に係る記載は無く、「標準報酬等級及び適用年月」欄には、21年4月1日から適用の標準報酬等級表に基づく記録が記載されていること、ii) 24年8月以降に編成されたと推認される書換え後の被保険者名簿の記録には、申立人の「資格取得年月日」欄に「21.4」と記載されているものの、日にちの記載は無く、不自然な記録となっていることなどが確認できる。

また、日本年金機構は、「昭和21年4月1日から適用の標準報酬等級表に基づき、A社に係る被保険者名簿が新たに編成されたと考えられるが、同年3月31日まで適用した標準報酬等級表に基づく編成前の被保険者名簿は保存が確認できない。」としている。

さらに、申立人の旧台帳によると、D社E支店を昭和20年10月1日に資格喪失した原因として「転勤」と記載されていることが確認できる上、記載されている事業所名称は、申立人の被保険者記録が確認できる上述 i) 及び ii) の被保険者名簿における事業所名称と相違しているほか、申立人が申立期間①の始期の前日まで勤務した同社E支店において、申立人と同日の19年12月25日に同支店に配属され、申立人と同日の20年10月1日にA社に異動したとして記憶する同僚5人の旧台帳を確認したところ、そのうち申立期間①に係る4人の旧台帳の資格取得日の記録が被保険者名簿と相違していることが確認できるなど、申立期間①当時の社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持する辞令書、B社が発行した申立人の

職歴に係る証明書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 29 年 9 月 16 日に B 社 F 支店 G 事務所から C 支店に異動し、同年 11 月 22 日に同支店から B 社 F 支店 I 事務所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B 社 F 支店 I 事務所と同様の業務に従事していたことから、申立人の同社における昭和 29 年 11 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和 29 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3173

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年4月3日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和53年8月及び同年9月は8万6,000円、同年10月から54年9月までは16万円、同年10月から56年3月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和53年8月1日から56年9月1日まで

私は、昭和52年10月から56年10月又は同年11月頃までA事業所にB職種として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

私の記憶では、退職するまでの最後の2か月間は給与の支給が無かったものの、昭和56年8月までは給与が支給されていた上、申立期間のうち、一部の期間ではあるが給料支払明細書を所持しており、当該明細書には厚生年金保険料の控除があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和53年8月1日から56年4月3日までの期間について、申立人が所持する当該期間の一部の期間においてA事業所が交付した給料支払明細書及び申立人の具体的な供述から、申立人は、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和53年8月1日と記録されているところ、当該資格喪失に係る社会保険事務所（当時）の事務処理は、当該記録から3年以上経過した56年10月に行われていることが確認できる上、一旦は53年10月から56年10月までの定時決定の記録が同被保険者原票に記載された後に、二重線で取り消されている事蹟^{じせき}が確認できる。

また、前述のA事業所に係る被保険者原票を確認したところ、同事業所の事

務担当者であった事業主の父親も、申立人と同様に昭和53年10月から56年10月までの定時決定の記録が取り消され、資格喪失日は53年8月1日と記載されている上、事業所記号等索引簿及びオンライン記録によると、同事業所は同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、i) A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和53年8月1日以降に、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者が3人確認できること、ii) そのうち連絡先が確認できた事業主の弟は、「A事業所に昭和53年8月から同年10月まで勤務した。」としていること、iii) 申立人が所持する同事業所に係る同年10月、同年11月及び54年4月から同年6月までの給料支払明細書から、申立人は、当該期間に同事業所から給与を支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できること、iv) C労働基準監督署は、「A事業所に係る労働者災害補償保険の廃止日は昭和56年4月2日である。」と回答していることから、同事業所は、同年4月2日までは労働者を雇用して事業を継続していたものと考えられ、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが認められることなどから、53年8月1日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の資格喪失日は、労働者災害補償保険の廃止日の翌日である56年4月3日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和53年8月及び同年9月は8万6,000円、同年10月から54年9月までは16万円、同年10月から56年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和56年4月3日から同年9月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持していない上、前述の事業主の弟は、「事業主であった兄及び事務担当者であった父は既に死亡している上、私はA事業所の経営には関与していなかった。」としており、A事業所の経営関係者から当時の状況を確認することができないことから、同事業所が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月8日は16万6,000円、同年12月17日は20万4,000円、21年7月8日は23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月8日
② 平成20年12月17日
③ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から③までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①から③まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書、平成20年及び21年賃金台帳一覧並びに申立人の取引銀行から提出された申立期間に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月8日は16万6,000円、同年12月17日は20万4,000円、21年7月8日は23万2,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）国民年金 事案 1530（岡山国民年金事案 718 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、専門学校を卒業するまで国民年金保険料を納付していた。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、記録訂正を申し立てたが、認めることはできないとの通知を受けた。

今回、母親が、申立期間当時、私の国民年金保険料を、毎月、A市役所の出張所で納付していたことを思い出したほか、A市が平成3年1月に発行した住民票が見つかり、その住民票では私の名前が異なる漢字で記載されていることに気付いた。再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月頃に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られないことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、22年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、「A市役所から届いた12枚つづりの冊子（納付書）を持参して、近くの市役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。」

と供述している。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月頃に払い出され、この頃にA市において国民年金の加入手続が行われ、申立人は20歳到達時である4年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、同市から国民年金保険料の納付書が送付されるとは考え難い上、同市は、「出張所の窓口で国民年金保険料の収納を開始したのは9年4月からであり、それ以前は、出張所で国民年金保険料の収納は行っていない。」と回答していることから判断すると、申立人の母親は、申立期間当時、同市の出張所において保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人は、「A市が平成3年1月に発行した住民票が見つかり、その住民票では私の名前がBではなくCと異なる漢字で記載されているので、国民年金の記録について改めて調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、A市は、当時、住民登録はD課、国民年金はE課がそれぞれ事務を行っていたと回答しており、母親が行ったとする申立人の国民年金の加入手続については、同市E課が事務処理を行ったと考えられる上、同市の保管する申立人の国民年金管理カードでは、申立人の氏名はBと誤りなく記載されていることが確認できる。

また、申立人の氏名及び前述の住民票に記載された氏名を含む複数の類似の氏名により、オンラインシステムによる氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、申立人とみられる記録は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1531

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和55年9月から57年12月まで

私は、昭和55年9月に夫と二人で飲食店を開業し、以後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和60年5月頃にA市B区で払い出されたものと推認でき、この頃に加入手続が行われ、申立人の直近の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である49年12月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられるところ、この加入手続の時点では、制度上、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間前から昭和62年11月まで継続してA市B区に居住していたと供述しているところ、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったのであれば、既に同区において国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことになるため、前述の国民年金手帳記号番号を同区が新たに払い出すことは考え難い上、申立人の旧姓を含む名前について、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、申立期間は国民年金保険料が未納とされており、これはオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与し

ておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫も既に亡くなっていることから、申立期間における当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（鳥取）国民年金 事案 1532

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成5年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料が未納及び免除の記録となっているが、申立期間当時は保険料の支払が困難な状況ではなく、保険料を納付せずに放置していたということは無いと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市役所の支所の窓口で納付したと申し立てている。

しかしながら、A市は、申立期間当時、支所の窓口で、国民健康保険料や税金の納付はできたが、国民年金保険料を納付することはできなかったと回答していることから、申立人の主張とは一致しない上、申立期間当時における国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶は明確ではないなど、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間には、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いと供述しているが、免除申請は年度ごとに行い、申請書には申請者の押印が必要とされており、また、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申請者に通知することになっていることから、申立人が知らないうちに複数回も免除が承認されるとは考え難い。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表の申立人に係る記録と申立人のオンライン記録は一致している上、申立期間は132月と長期間であり、行政においてこれほどの期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月、同年8月、同年12月から11年2月までの期間及び同年9月から12年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月及び同年8月
② 平成10年12月から11年2月まで
③ 平成11年9月から12年3月まで

私は、平成9年3月に退職後、短期間での転職を繰り返したが、無職であった申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、生活を切り詰めながら納付書で数回に分けて納付し、保険料を全て納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年11月から12年3月までの間に数回に分けて申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付した。」と供述しており、申立期間に係る資料として平成12年度及び13年度の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書を提出しているところ、12年度の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（以下「12年度課税証明書」という。）には、平成11年中の社会保険料控除額として36万8,985円、平成13年度の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（以下「13年度課税証明書」という。）には、平成12年中の社会保険料控除額として23万6,698円が記載されている。

しかしながら、13年度課税証明書に記載されている平成12年中の社会保険料控除額（23万6,698円）とA団体から提出された同年4月から同年12月までの厚生年金保険被保険者期間に係る給与明細書の控えから確認できる社会保険料控除額の合計額（23万6,698円）が一致していることから、13年度課税証明書をもって、申立人が、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付した事実を確認することはできない。

また、i) 全国健康保険協会B支部から提出された資料によると、申立人は、平成11年1月に、10年12月から11年3月までの期間に係る政府管掌健康保険の任意継続保険料として8万8,105円を納付していることが確認できること、ii) 同年3月から同年8月までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額(220千円)から当該期間に係る社会保険料の自己負担額として15万2,130円を当該年中に所得から控除されていたものと推認されること、iii) 申立人は、同年9月から12年3月までの期間はC団体(当時)の任意継続被保険者であったところ、i) の11年2月及び同年3月の政府管掌健康保険の任意継続保険料が前納されていること、13年度課税証明書の社会保険料控除額にはC団体の任意継続保険料が含まれていないことなどから、同年9月から12年3月までの期間に係る任意継続保険料は11年中に前納されたものと考えられ、当該保険料額は、12万9,360円である。これらi)、ii) 及びiii) の合計額は、36万9,595円となり、12年度課税証明書に記載された社会保険料控除額36万8,985円とおおむね符合することから、12年度課税証明書をもって、申立人が、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付した事実を確認することはできない。

さらに、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立期間の納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる上、申立人に別の基礎年金記号番号が付番された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年2月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職した時、父親から年金に加入することは国民の義務であると言われたため、A市役所B出張所の窓口で、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた。同窓口で、毎月、国民年金保険料を納付し、国民年金手帳か印紙のようなものに検認印かスタンプを押してもらっていたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立期間後の昭和50年11月頃にA市で払い出されたものと推認できる上、オンライン記録により、申立人は同年11月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、戸籍の附票によれば、申立人は申立期間以前からA市に住所を有しており、国民年金に加入した50年11月においても継続して同市に居住していることから、申立期間に国民年金の加入手続が行われていたのであれば、既に同市において国民年金の被保険者であった履歴を有する申立人に対し、同年11月に同市において別の国民年金手帳記号番号が新たに払い出されたとは考え難い。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が申立期間当時居住していたA市を管轄していた社会保険事務所（当時）において申立期間当時に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険

者名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人に国民年金への加入を勧め、申立期間の国民年金保険料を援助してくれたとする両親は既に死亡している上、申立人は申立期間に交付されたとする年金手帳を保管しておらず、申立期間における申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1536

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年3月まで

昭和46年に婚姻した後、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所から送られてくる納付書により銀行の窓口で納付していた。夫婦一緒に納付しており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和46年7月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったと考えられる。この加入手続において、申立人は45年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、当該加入手続時点では、同年4月から46年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるところ、申立人の妻は、「婚姻後に保険料を遡ってまとめて納付した覚えは無い。」と供述している上、申立期間のうち、45年4月から46年6月までの期間は、申立人には手帳記号番号が払い出されておらず、申立人の「申立期間の保険料は、妻が市役所から送付される納付書により2か月ごとに銀行で納付した。」との供述とは事実関係が矛盾する。

また、申立人の妻は、婚姻前である昭和44年12月からの自身の国民年金保険料を納付しているところ、妻は意見陳述において、「夫の保険料の納付を始めたのは、婚姻後数か月も経過しない頃」と陳述しているが、納付開始時期が判明する資料等も無く、妻が申立人の保険料と一緒に納付し始めた時期が特定できず、不明である。

さらに、申立人が市役所において、国民年金保険料の納付済期間を確認し、ノートに記したとする「30年」の記述からは、申立期間の保険料が納付され

ていたと推認するまでには至らない。

加えて、申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿では、昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料が納付されていた形跡がうかがえることから、妻については、年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、当該期間の保険料は納付済みの記録となっているが、申立人に係る同市の被保険者名簿からは、申立期間の保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

また、申立期間は60月と長期間であり、この間、2か月ごとに納付書により納付したとする主張から、これらの長期間、銀行及び市役所による収納手続に係る過誤（記帳漏れ等）が継続していたものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1537

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年8月までの期間及び61年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年8月まで
② 昭和61年2月から同年6月まで

昭和60年7月頃、A市役所の国民年金課から、同年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので一括で納付した。また、61年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料は、市から送付されてきた納付書により毎月納付していた。

国民年金保険料を納付したにもかかわらず、年金記録が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の番号が払い出された国民年金被保険者の資格取得日及び当該資格取得の処理日、並びに申立人が所持している国民年金手帳が送付されてきた際の封筒の送り主及び差出日から、昭和63年8月頃にA市で払い出されたものと推認できる上、同市は、申立人は同年8月31日に国民年金の被保険者資格を60年1月21日に遡って取得していると説明しており、当該記号番号の払出時点において、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和60年7月頃及び61年2月から同年6月までの期間は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される前の期間であり、納付書は発行されず、申立人は保険料を納付することはできなかったものと推測できるほか、申立期間当時、申立人が居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）及びオンライン

記録では、申立期間は未納期間と記録されている。

さらに、申立人は、申立期間及び上記手帳記号番号の払出時点を通じて住所の変更はなく、同一市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索を行ったものの、申立期間において、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 6 日から同年 9 月 27 日まで
私は、昭和 53 年 6 月 6 日から同年 9 月 26 日まで、A 団体の発令を受けて、B 事業所において C 職として勤務していたが、申立期間に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 団体提出の在職証明書等から、申立人が、同団体に雇用され、申立期間に B 事業所で C 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 団体は、「昭和 63 年 3 月 31 日までは C 職については社会保険を適用していなかった。申立期間当時は、申立人の給与から社会保険料等を控除することもなかったと考えられる。」としている。

また、A 団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、B 事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月頃から 4 年 4 月頃まで

私は、申立期間にA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、平成 7 年 5 月 2 日から同年 12 月 4 日までと記録されているところ、申立人は、同社には一度しか勤務していないとしており、同社から提出された申立人に係る履歴書の日付欄には、「'95.5.2」の押印があり、同年 5 月 2 日現在で記入されたものとみられるほか、当該履歴書の職歴欄には、申立期間の職歴は記載されていない上、同社の社会保険事務担当者が所持する申立期間当時の手帳の 1995 年（平成 7 年）5 月 2 日の欄には、申立人が来社する旨が記載されている。

また、申立人が一緒に勤務していたとして姓のみを挙げた同僚二人と同姓の者がオンライン記録から確認できるものの、当該同僚のA社における厚生年金保険の資格取得日は、申立期間以降である上、当該同僚には、申立期間及び申立期間の一部において、他の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶するB国人夫婦について、上記の社会保険事務担当者は、「B国人夫婦は、平成 4 年 7 月から 7 年 9 月までに 3 組が在籍しており、どの夫婦か分からない。」としている上、当該 3 組のいずれも申立期間以降にA社に在籍していることが同担当者から提出された資料により確認できる。

加えて、上記の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間において当社に在籍していない。」と回答している。

これらのことを踏まえると、申立人がA社に採用されたのは申立期間以降の

平成7年5月2日であることが推認でき、申立期間当時、同社で勤務していたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 4 月 28 日まで
② 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで
③ 平成 8 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 平成 16 年 11 月 10 日から同年 11 月 24 日まで

申立期間①はA社（以下「A」という。）、申立期間②はB社、申立期間③はC社、及び申立期間④はD社に各々勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたAに係る昭和 62 年 9 月 21 日付け及び同年 10 月 30 日付けパートタイマー雇用契約書並びに給与振込口座の通帳の写しから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、同年 9 月 21 日から同年 10 月 30 日までの期間、同年 11 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 63 年 2 月から同年 4 月までの期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出された昭和 62 年 9 月分、同年 10 月分、同年 12 月分及び 63 年 2 月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、Aは、「申立期間①当時の資料は、残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における保険料控除について確認できない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書（昭和 63 年 12 月分、平成元年 1 月分、同年 2 月分、同年 3 月分）及び平成元年 3 月分アルバイト出勤簿等の資料から、申立人は、B社に勤務していたことが認められ

る。

しかし、当該4か月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、E社（B社から社名変更）は、「申立期間②当時の資料は、残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における保険料控除について確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された給与受領のための預金口座の通帳により、C社から平成8年12月10日、同年12月27日及び9年1月10日に給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「申立人の勤務を確認できる当時の資料は残っていないが、申立人の給与の振込日からすると、申立人は、アルバイトで勤務していたと考えられ、アルバイトは2か月を超えて雇用することはなく、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と回答しており、厚生年金保険法第12条（適用除外）においては、「臨時的に使用される者であって2か月以内の期間を定めて使用される者」は、厚生年金保険の被保険者としなことが定められている。

- 4 申立期間④について、申立人から提出された「アルバイト 賃金」と記載されている明細書から、申立人は、D社F営業所にアルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかし、上記明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、厚生年金保険法第12条（適用除外）においては、「臨時的に使用される者であって2か月以内の期間を定めて使用される者」は、厚生年金保険の被保険者としなことが定められている。

また、D社は、「申立期間④当時、F営業所の社会保険を管轄していたのはG支店であるが、当時の資料は現存しておらず、当時の取扱い等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間④における保険料控除について確認できない。

- 5 このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3175（鳥取厚生年金事案 5 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで A 市にあった B 事業所に勤務していたが、59 年 4 月 7 日から 60 年 3 月 31 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、記録訂正を申し立てたが、第三者委員会から、記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。

B 事業所の前に勤務した事業所では、夜勤が無かったにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が有るのに、夜勤を週に 2 回従事した B 事業所での申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の昭和 59 年 4 月 7 日から 60 年 3 月 31 日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、B 事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと、ii) 申立人は、申立期間当時、C 学校に通学しながら、同事業所に勤務していたが、同事業所では、勤務実態等に係る記録は保存していないものの、同学校への通学の関係で勤務時間が短いため 1 年目は厚生年金保険に加入させず、勤務時間が延びた 2 年目から加入させたものとしていること、iii) 申立人と同時期に勤務し、同学校に通学していた同僚の厚生年金保険の加入状況を見たところ、全期間加入している者、未加入となっている者など厚生年金保険の加入に係る取扱いが区々で、各人の勤務時間を基に厚生年金保険の加入を判断していることがうかがえ、同事業所の説明を裏付ける状況となっており、

申立人が申立期間において厚生年金保険に未加入となっているのは不自然とは言えないことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、勤務していた前事業所を退職するとすぐに B 事業所に就職し、昭和 62 年 3 月 31 日まで退職することなく同事業所に継続して勤務したとして、申立期間を 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までに変更しているが、申立人から新たな資料の提出は無く、申立期間当時、同事業所における社会保険事務担当者は、「当時の厚生年金保険に係る加入手続等の取扱いについては不明である。」としており、厚生年金保険の加入状況及び申立人の厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、鳥取委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の母親が申立期間当時に勤務していた事業所において、当該事業所の母親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 59 年 9 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで母親の被扶養者となっている上、申立期間中の 59 年 10 月 1 日に「A 市」を住所として、遠隔地被保険者証が交付されていることが確認できるほか、申立人は、B 事業所に勤務した期間は同事業所の寮に居住していたとしており、改製原戸籍の附票からも、申立人の住所は同年 4 月 6 日から 62 年 3 月 29 日まで同事業所の所在地である A 市であったことが確認でき、上記の遠隔地被保険者証の交付先住所とも合致している。